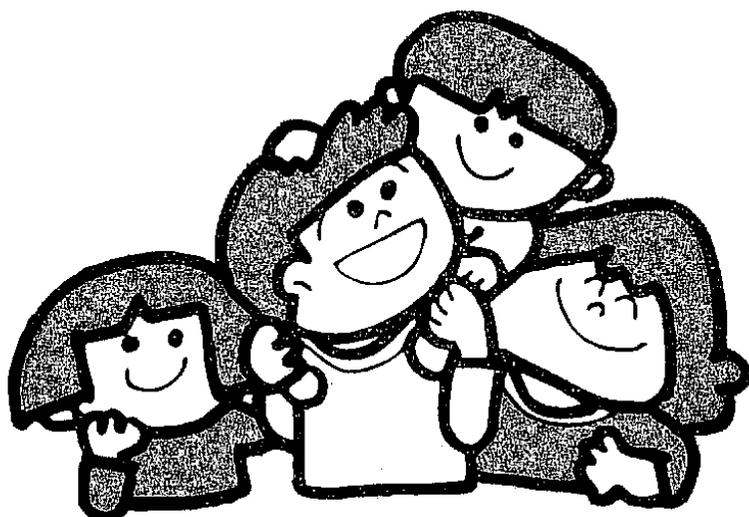


せい かつ ほ ご

# 生活保護のしおり

## もくじ

生活保護とは	1
生活保護を受けるには	1
生活保護を受けるための手続きは	2
生活保護が必要かどうかは	2
生活保護の種類は	2
生活保護を受けたときの権利は	3
生活保護を受けたときの義務は	3
生活保護費の返還は	5
治療を受けたいときは	6
介護を受けたいときは	7
生活保護を受けたときの減免は	7
地区担当員（ケースワーカー）とは	7



徳島市福祉事務所

# 生活保護とは

いろいろな事情で生活に困っている世帯の最低生活を保障するとともに、一日も早く自分の力で生活をしていけるように手助けする制度です。

## 日本国憲法

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

## 生活保護法

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。



# 生活保護を受けるには

生活保護を受けるには、利用できる資産、能力、その他受けられるあらゆる制度を活用していただくことが必要です。

1 能力に応じて働いてください。

2 預貯金や生命保険・資産を活用してください。

3 親・子・兄弟姉妹からできるだけ援助を受けてください。

（扶養義務者がいるために生活保護が受けられないということではありません）

4 ほかの社会保障制度（例えば、傷病手当や雇用保険・各種年金・児童扶養手当など）で、受けられるものはすべて受けてください。

## 生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

## 民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

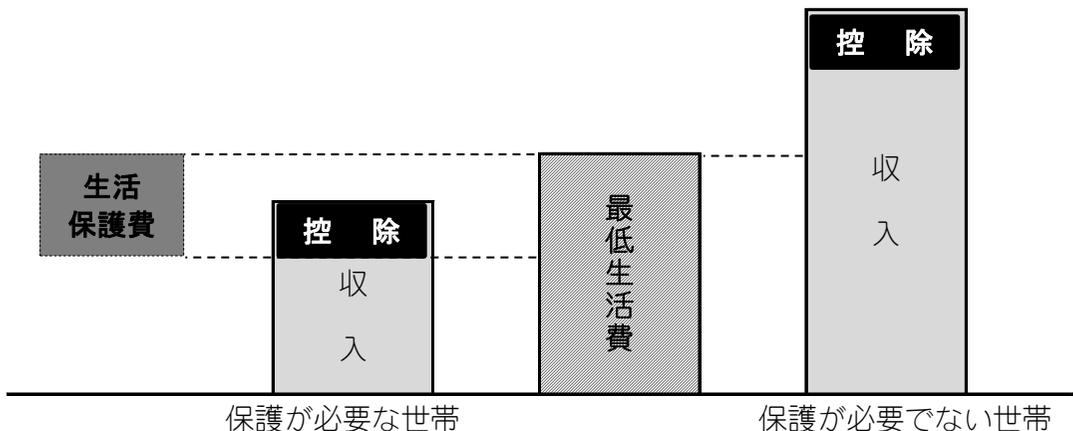


# 生活保護を受けるための手続きは

生活保護を受けようとする本人、家族または同居の親族が、徳島市福祉事務所で所定の申請をしてください。この申請に基づいて、生活保護が必要かどうかを調査し、決定します。

# 生活保護が必要かどうかは

いっしょに生活している人すべてをひとつの世帯として、「その世帯に応じた最低生活費」と「その世帯のすべての収入」とを比較のうえ、決定されます。



・最低生活費とは、年齢別・世帯構成別・その他の需要を考慮して、国で決められた額です。

・収入とは、その世帯に入ってくるすべての収入（働いて得た収入・年金・手当・仕送り・保険金・臨時収入など）をいいます。

なお、働いて得た収入などについては、雇用保険料や社会保険料などの必要経費のほか、一定額の控除を行う特別な取り扱いがあります。

【計算例】最低生活費 - (就労収入額 - 控除額) = 生活保護費

# 生活保護の種類は

生活保護には、生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助があり、必要に応じて支給されます。

# 生活保護を受けたときの権利は

- ★ 正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護を受けられなくなることはありません。
- ★ 生活保護費や生活保護によって支給された物に対して、税金をかけられることはありません。
- ★ 生活保護費や生活保護によって支給された物を差し押えられることはありません。
- ★ 決められた生活保護の内容に納得できないときは、審査請求をすることができます。

## 生活保護法

第56条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

第57条 被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

第58条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれを受ける権利を差し押えられることがない。

第64条 第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第55条の4第2項の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

# 生活保護を受けたときの義務は

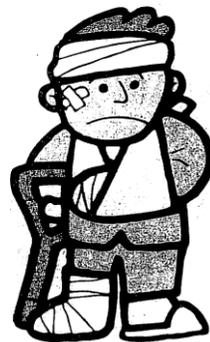
- 生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

## 生活保護法

第59条 保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

- 収入・資産の面で変化があれば報告しなければなりません。（届出の義務）

- ・ 新たな収入を得るとき。
- ・ 働いて得た収入が増えたり、減ったりするとき。
- ・ 年金・手当・仕送り・養育費の額が変わるとき。
- ・ 交通事故や暴力行為等の慰謝料や保険金を受けとるとき。
- ・ 資産を売るとき、または資産をもらうとき。
- ・ 生命保険の入院給付金などを受けるとき。



● 暮らしのうえで変化があれば報告しなければなりません。（届出の義務）

- ・ 仕事を始めたり、変わったり、やめたりするとき。
- ・ 家族の人数が変わるとき。（出生・死亡・転出・転入・結婚・離婚・妊娠）
- ・ 入院・退院をするとき、または入院先が変わるとき。
- ・ 住所・家賃・地代が変わるとき。
- ・ 会社などの健康保険証が使えるようになったり、使えなくなったとき。
- ・ 高校に入学したり、中途退学や卒業したとき。
- ・ 1週間程度を超えて留守にするとき。
- ・ 交通事故や暴力行為に遭ったとき。
- ・ 障害者手帳を取得したとき、更新したとき、または有効期限を過ぎたとき。
- ・ その他、生活状態が変わったとき。



生活保護法

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

● 生活保護を受けなくても生活していけるように、次のような努力をしてください。

（生活上の義務）

- ・ 働ける人は、能力に応じて働く。
- ・ 世帯の収入・支出について把握し、計画的なくらしをするように心がける。（仕事をおろそかにして、パチンコ店や遊技場などへ立ち入ることはいけません。借金をしたり、家賃や給食費を滞納することもいけません。）
- ・ 健康の保持・増進に努める。
- ・ その他、生活の維持向上に努める。



生活保護法

第60条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

● **地区担当員の指導・指示に従ってください。（指導・指示に従う義務）**  
（ケースワーカー）

必要な指導または指示をしたときは、これに従う。

（この義務に違反したときは、生活保護を受けられなくなることがあります。）

生活保護法

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 一略一

3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 一略一

5 一略一



● **資産の保有には限度があります。**

・ 自動車の保有は原則として認められません。

（他人名義の車の使用も認められません。）

・ 高額な生命保険の加入は認められません。

・ 遊休資産がある条件付き保護の場合は、早急に売却するよう努力してください。

・ 居住用不動産を所有している高齢者世帯で、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能な世帯は、生活保護に優先してこの貸付制度を利用してください。



**生活保護費の返還は**

● **次のような場合には担当課の定める額を返還してください。（費用返還義務）**

・ 遊休資産を売却した場合。

・ 生命保険を解約したり、保険金を受け取った場合。

・ 事故による慰謝料などを受け取った場合。

・ その他、資力がありながら急迫な状態で保護を受けた場合。

## 生活保護法

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

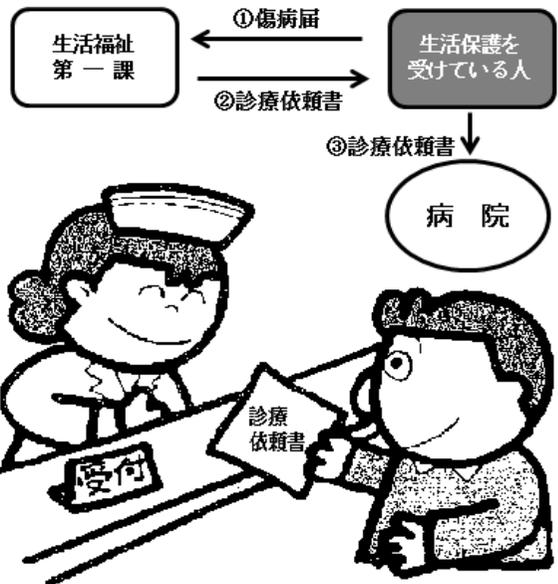
- 収入の申告やその他の届け出を怠ったり、うその申告をして不正に生活保護を受けたときは、それまでに受けた生活保護費（医療費も含む）を返してもらうことになります。その場合、懲役・罰金などの刑に処せられることがあります。

## 生活保護法

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

## 治療を受けたいときは

- 生活保護を受けるようになれば、国民健康保険証は使えなくなりますから、返す手続きをしてください。
- 病院へ行く前に、生活福祉第一課の窓口で「傷病届」を出して「診療依頼書」をもらい、その「診療依頼書」を病院の窓口に出してください。  
(緊急の場合は事前に電話で連絡し、あとから「診療依頼書」をとりにきてください。)  
なお、同じ病気で同時に二つ以上の病院にかかるような重複受診（かけもち受診）はできません。
- 「はり・きゅう・マッサージ・柔道整復」の治療を受けるときは、事前に地区担当員に相談してください。  
(ケースワーカー)



## 介護を受けたいときは

常に介護を必要とする状態となったり、日常生活に支援が必要な状態になったとき、介護サービスを受けることができます。地区担当員と相談のうえ、申請に必要な書類をもらって、手続きをしてください。  
(ケースワーカー)

## 生活保護を受けたときの減免は

NHKの受信料・国民年金保険料・保育所の保育料・資産税などは、申請や届けによって減額・免除されるものがあるので、地区担当員と相談してください。  
(ケースワーカー)

## 地区担当員（ケースワーカー）とは

- 地区担当員は、生活保護の相談に来られた方の相談を受けたり、正しい生活保護をおこなうために定期的に家庭訪問をしています。
- 生活保護を受けている世帯が、生活の維持向上や自分の力で生活できるようになるにはどうすれば良いのかをいっしょに考えます。困っていることや分からないことがあれば、相談してください。

地区担当員は生活福祉第 課 係 です  
(ケースワーカー)

( ☎ 6 2 1 - )

地区民生委員は さんです

( ☎ 6 - )

連絡先：〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地  
徳島市福祉事務所 生活福祉第一課・第二課